議案第41號

起債について

左記のとおり起債するものとする

記

一、債金額　一金四拾萬圓也

一、起債の目的　三朝中学校教室増築費

一、借入先　厚生省簡易保険局

一、借入利率　年[illegible]分以内

一、借入方法　町村[illegible]三年度低レ工事又は賦税の都合により起債の全部又は[illegible]年度にあいて繰越レて借入れることができる。

一、償還方法　昭和三十年度より五年以内据置き爾後拾五年以内に毎年元利均等償還するものとする。

但レ賦税の都合により繰上償還又は償還年限を延長し又は借換えることができる。

一、償還財源　税収その他一般収入

昭和三十年三月十二日提出

三朝町長　坂出雅

昭和三十年三月　日議決

三朝町議会議長　天野康

原案可決

鳥取県東伯郡三朝町長印

鳥取県東伯郡三朝町議会議長印